

法政大学大学院政治学研究科国際政治学専攻特別海外留学奨学金規程

規定第1029号

一部改正 2016年 4月 1日

(目的)

- 第1条 法政大学大学院政治学研究科国際政治学専攻（以下「本専攻」という。）は、本専攻に在籍する大学院学生の海外大学院における学位取得を奨励することを目的として、奨学金給付制度を設定する。
- 2 名称を法政大学大学院政治学研究科国際政治学専攻特別海外留学奨学金（以下「本奨学金」という。）と定め、その海外留学所要経費に対して支給するものである。

(申請資格)

- 第2条 本奨学金に申請できる者は、本専攻に在籍し、学業成績が良好で外国語能力に優れ、海外大学院における学位取得への強い意志を有する者とする。
- 2 次の各号に該当する者は申請資格がないものとする。
- (1) 休学中の者
 - (2) 国費外国人留学生
 - (3) 大学院学生海外留学に関する規程により補助金を受給した者
 - (4) 本奨学金支給金額に相当する学外奨学金をすでに獲得している者

(留学期間)

- 第3条 本奨学金の対象とする留学の期間は、1年間とする。
- 2 留学の期間は、本学の在学期間に含めないものとする。

(申請手続)

- 第4条 本奨学金の支給を希望する者は、次の書類を大学院事務部に提出しなければならない。
- (1) 申請書
 - (2) 留学計画書
 - (3) 留学受入先大学院の入学許可書
 - (4) 指導教授の推薦書
 - (5) その他本専攻が提出を求める書類

(受給者の決定)

- 第5条 本奨学金の受給者は、本専攻会議、政治学研究科教授会の議を経て、総長が決定する。

(支給人員)

- 第6条 本奨学金は、原則として、毎年1名の支給とする。ただし、本専攻が適当と認める場合には、支給金額の範囲内で、2名以上に増やすことができる。
- 2 同一学生への複数回の支給は行わない。

(支給金額)

- 第7条 本奨学金の支給金額は、300万円を上限とする。
- 2 本奨学金は、第10条に定める場合を除き、返還を要しない。

(義務)

- 第8条 本奨学金受給者が、留学を終えて帰国したときは、すみやかに次の各号の書類を大学院事務部に提出しなければならない。
- (1) 留学先大学院が発行する授業料領収書
 - (2) 留学先大学院が発行する成績証明書
 - (3) 留学報告書
 - (4) その他本学が提出を求めた書類
- 2 本奨学金を受けた者は、本専攻を修了しなければならない。

(取消)

第9条 本奨学金の支給事由が消滅した場合、本専攻会議、政治学研究科教授会の議を経て、本奨学金の支給決定を取り消すことができる。

(奨学金の返還)

第10条 本奨学金受給者が留学を放棄した場合、前条により本奨学金の支給決定が取り消された場合、あるいは留学期間終了後に本専攻を修了しなかった場合には、受給した奨学金全額を返還しなければならない。ただし、本専攻会議がやむを得ないと判断した場合には、この限りではない。

(所管)

第11条 本規程に関する事務は大学院事務部大学院課が行う。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、本専攻会議、政治学研究科教授会、研究科長会議の議を経て、総長が決定する。

付 則

- 1 本規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する。